

広島市立大学情報処理センター規程

平成22年4月1日

規程第106号

(趣旨)

第1条 この規程は、広島市立大学学則（平成22年公立大学法人広島市立大学学則第1号）第6条第2項の規定に基づき、情報処理センターに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 情報処理センターは、公立大学法人広島市立大学の基盤ネットワークシステム及び各種情報システムの導入及び管理運営を行い、教育研究及び大学の運営に資するとともに、地域の情報化に貢献することを目的とする。

(業務)

第3条 情報処理センターは、次に掲げる業務を所掌する。

- (1) 基盤ネットワークシステム及び業務系システムの導入及び管理運営に関すること。
- (2) 学外ネットワークとの接続に関すること。
- (3) 全学利用を前提とした情報システムの導入及び管理運営に関すること。
- (4) 教育用情報システムの導入及び管理運営に関すること。
- (5) 学内及び地域の情報化の技術支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、情報処理センターの運営に関すること。

(組織)

第4条 情報処理センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) 情報処理センター長
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な職員

(センター長)

第5条 情報処理センター長は、学長が指名し、理事長が任命するものとする。

- 2 情報処理センター長は、情報処理センターの管理運営をつかさどる。
- 3 情報処理センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、情報処理センター長の任期の末日は、当該情報処理センター長を任命する理事長の任期の末日以前でなければならない。
- 4 情報処理センター長が辞任したとき、又は欠けたときの後任者の任期は、前任

者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、情報処理センター長が附属施設等運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(情報処理センター長の選考の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、公立大学法人広島市立大学の成立後の最初の情報処理センター長の選考については、公立大学法人広島市立大学最初の附属施設長選考規程の定めるところによる。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。